

第2

設備区分別費用明細表（アナログ電話用設備）

設備区分	き線点遠隔収容装置	局設置簡易遠隔収容装置	主配電盤	加入者系半固定パス伝送装置	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部
費用区分																															
設備区分直接の減価償却費																															
設備区分直接の通信設備使用料																															
設備区分直接の固定資産税																															
設備区分直接の施設保全費																															
設備区分直接の道路占用料																															
設備区分直接の撤去費用																															
附属設備の減価償却費																															
附属設備の固定資産税																															
附属設備の施設保全費																															
附属設備の撤去費用																															
試験研究費																															
接続関連事務費																															
管理共通費																															
設備区分ごとの費用合計																															

注 アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

第3

設備区分別費用明細表（第一種公衆電話機）

設備区分	き線点遠隔収容装置	局設置簡易遠隔収容装置	主配電盤	加入者系半固定パス伝送装置	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	総合デジタル通信局内回線終端装置	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共通部	公衆電話機端末	
費用区分																																		
設備区分直接の減価償却費																																		
設備区分直接の通信設備使用料																																		
設備区分直接の固定資産税																																		
設備区分直接の施設保全費																																		
設備区分直接の道路占用料																																		
設備区分直接の撤去費用																																		
附属設備の減価償却費																																		
附属設備の固定資産税																																		
附属設備の施設保全費																																		
附属設備の撤去費用																																		
試験研究費																																		
接続関連事務費																																		
管理共通費																																		
設備区分ごとの費用合計																																		

注 第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。